

長野県地方税滞納整理機構議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例

平成23年1月4日
長野県地方税滞納整理機構条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定により、議会の議員その他非常勤の職員（以下「議員等」という。）に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補償)

第2条 議員等の補償については、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年長野県条例第48号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。